

# 狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例

平成30年 3月30日

条例第15号

## (目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理及び利活用に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、空家等が所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により適切に管理されないまま放置され、管理不全な状態となることを防止するほか、空家等及び空家等の跡地の利活用を促進し、防災及び防犯のまちづくりの推進、生活環境の保全及び向上並びに福祉環境の向上を図り、もって安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で不動産業、建設業その他の空家等及び空家等の跡地の利活用に関連する事業を営む者をいう。
- (2) 地域団体 市内に存する町会その他の地域活動を行う団体をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 空家等の跡地 除却した空家等に係る跡地をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、空家等及び空家等の跡地に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

## (所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、当該空家等が特定空家等になることを防止するため、空家等の適切な管理並びに空家等及び空家等の跡地を利活用するための取組を行うよう努めるものとする。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する空家等及び空家等の跡地の利活用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (発生抑制)

第6条 市は、空家等の発生を抑制するために情報の提供、助言その他必要な援助を実施するものとする。

## (適切な管理)

第7条 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、法第12条に規定する情報の提供、助言その他必要な援助を実施するものとする。

2 市は、警察、消防その他の関係機関、事業者及び地域団体と連携し、特定空家等の管理状態の改善に向けた対応及び空家等が特定空家等になることの防止

に努めるものとする。

3 市は、空家等の適切な管理に関する市民等への意識の啓発を実施するものとする。

4 所有者等は、空家等の状況を適時に確認できる手段を講じること、近隣の住民に自己の連絡先を提供すること等により、当該空家等に所在する資材等の整理整頓その他の空家等の適切な管理を行うよう努めるものとする。

(利活用等)

第8条 市は、法第13条に規定する空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供、相談その他これらの利活用のために必要な対策を講じるものとする。

2 所有者等は、空家等及び空家等の跡地を賃貸、譲渡その他これらを利活用するための取組を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、空家等及び空家等の跡地の利活用並びに流通の促進に努めるものとする。

(情報提供)

第9条 地域団体及び市民等は、特定空家等と疑われる空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(実態調査等)

第10条 市長は、前条の規定による情報の提供を受けたとき又は空家等が適切に管理されていないと推測されるときは、法第9条第1項の規定により当該空家等の所有者等の把握に必要な調査を行うものとする。

2 市長は、特定空家等の認定に関し必要と認めるときは、法第9条第2項の規定により必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

(協議会の設置)

第11条 市長は、空家等に関して調査審議をし、必要な意見を求めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長の附属機関として、狛江市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(特定空家等の認定)

第12条 市長は、空家等が法第2条第2項に規定する状態にあると認めるときは、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 市長は、前項の規定により空家等を特定空家等と認定するときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の意見を聴くことを要しないものとする。この場合において、市長は、その旨を協議会に報告しなければならない。

(1) 空家等が倒壊する等の危険があり、緊急かつやむを得ないとき。

(2) 特定空家等であることが客観的に明らかであるとき。

(勧告及び代執行並びに略式代執行)

第13条 市長は法第14条第2項の規定により必要な措置を勧告する場合、同条

第9項の規定により代執行する場合又は同条第10項の規定により措置を行う場合は、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

(氏名等の公表)

第14条 市長は、法第14条第3項の規定による命令に正当な理由なく従わない者があるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令に係る特定空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、事前に当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(安全代行措置)

第15条 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第14条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講じることができないときは、市長に対し、自己の負担において当該措置を代行することを依頼することができる。

2 市長は、前項の規定による依頼を受けた場合において必要があると認めるときは、当該措置を代行することができる。

3 市長は、前項の規定により第1項の措置を代行するときは、あらかじめ協議会の意見を聴くことができる。

(緊急安全措置)

第16条 市長は、空家等に起因する人の生命、身体又は財産に対する危害が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがある場合において、当該空家等の所有者等に当該危害を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないと認めるときは、当該危害を回避するための必要な措置を講じることができる。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は必要な措置を講じた場合において、当該措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る空家等の所在地その他規則で定める事項を告示するものとする。

4 市長は、第1項の規定により必要な措置を講じたときは、当該措置の内容を協議会に報告するものとする。

5 市長は、第1項の規定により必要な措置を講じたときは、当該空家等の所有者等から当該措置に要した費用を請求することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。